

広島県告示第五百四十一号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急医療機関として認定した。

平成二十六年八月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団公仁会 槇殿順記念病院	広島市西区横川新町八番 二一号	平成二九年八月六日	更新